

総務財政委員会資料 参考資料

○ 請 願 審 査

3年請願第14号

須崎公園改修の公共事業を顧みて

市民への説明責任を果たせる仕組みをつくることについて

① 福岡市情報公開条例（抄）第36条	1
② 福岡市パブリック・コメント手続要綱	3
③ 都市計画法（抄）第17条	7

令和 4年 6月 3日

財 政 局

○福岡市情報公開条例（抄）

平成14年 3月28日

条例第 3号

（情報公表施策）

第36条 実施機関は、法令等の規定により義務付けられた情報の公表に関する制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るよう努めるものとする。

2 実施機関は、次に掲げる情報で当該実施機関が保有するものを公表するものとする。ただし、当該情報が非公開情報に該当するときは、この限りでない。

(1) 市の基本構想，総合計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画

(2) 前号の情報に係る中間段階における案

(3) 市が行う主要な事務又は事業の実施状況に関する情報

(4) 地方自治法第138条の4第3項の規定により置かれた附属機関又はこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の答申，報告書，議事録，会議資料等

(5) 実施機関が同一の公文書につき複数回公開請求を受けてその都度公開した情報であって、市民の利便又は行政運営の効率化に資すると認められるもの

(6) その他実施機関が定める市政に関する情報

3 実施機関は、前項第2号の情報を公表する場合には、広く市民の意見等を求め、当該意見等及びこれに対する実施機関の考え方を公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定による公表の方法は、実施機関が定める。

福岡市パブリック・コメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充し、あわせて本市における行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって市の説明責任が全うされるようにするとともに、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、第5条から第7条までの規定により、意思決定に係る案を公表して市民等の意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(対象事案)

第3条 実施機関は、次に掲げる事案（以下「対象事案」という。）の決定を行う場合は、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本構想、総合計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画（以下「基本方針等」という。）の策定又は変更（軽微なものを除く。）
- (2) 基本方針等を内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定（軽微なものを除く。）
- (3) 広く市民一般の権利又は義務に関する定めをする条例（公の施設の管理、市税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定（軽微なものを除く。）

(対象事案の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリック・コメント手続を実施することを要しない。

- (1) 対象事案の決定について、市民等の意見を聴取することが法令により定められているとき。
- (2) 対象事案の決定について、実施機関の裁量の余地がほとんどないと認められるとき。
- (3) 対象事案の決定が迅速又は緊急を要するものであるとき。

(案の公表)

第5条 実施機関は、対象事案の決定を行う前の適切な時期に、その案を公表するものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、市民等の理解に資するため、併せて次に掲げるものを記載した資料を可能な限り公表するものとする。

- (1) 当該対象事案の決定を行う趣旨、目的及び背景
- (2) 当該対象事案の案の概要
- (3) その他当該対象事案に関する情報

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第1号に掲げる方法において、公表すべきものが相当量に及ぶ場合は、その概要を公表するとともに、その閲覧又は配付の方法を明らかにすれば足りる。

- (1) 本市のホームページへの掲載
- (2) 情報公開室その他実施機関が指定する場所での閲覧又は配付

4 実施機関は、原則として第1項の規定による公表を行うときまでに、当該対象事案についてパブリック・コメント手続を実施する旨を市政だよりにより周知するものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、1月間を目安として当該実施機関が定める期間、前条の規定により公表した対象事案の案について、市民等の意見を募集するものとする。

- 2 前項の規定による意見の提出は、次に掲げる方法により受けるものとする。
 - (1) 郵便
 - (2) ファクシミリ
 - (3) 電子メール
 - (4) 情報公開室その他実施機関が指定する場所への書面の提出
- 3 第1項の規定による意見の提出には、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者の氏名）の記載を求めるものとする。ただし、実施機関が特に認めた場合は、この限りでない。
- 4 実施機関は、前条第1項の規定により対象事案の案を公表する際に、意見の提出方法、提出期間及び提出先を明らかにするものとする。

（提出された意見の処理等）

- 第7条** 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して対象事案の決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、対象事案の決定を行ったときは、速やかに次に掲げるものを公表するものとする。ただし、意見を提出した者の住所及び氏名その他福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条各号に掲げる情報に該当するものを除く。
 - (1) 決定した対象事案の内容
 - (2) 提出された意見の概要
 - (3) 提出された意見に対する実施機関の考え方（案の修正を行ったときは、その修正内容を含む。）
 - 3 前項の規定による公表の方法については、第5条第3項の規定を準用する。
 - 4 実施機関は、対象事案の決定を行ったときは、遅滞なくその旨を市政だよりにより周知するものとする。

（手続の特例）

- 第8条** 前3条の規定にかかわらず、実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により置かれた附属機関又はこれに類するものがパブリック・コメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って対象事案の決定を行う場合においては、パブリック・コメント手続を実施することを要しない。

（対象事案以外の事案に係る手続）

- 第9条** 実施機関は、対象事案以外の事案の決定についても、この要綱の趣旨に鑑み必要と認める場合は、パブリック・コメント手続に準じた手続を実施するよう努めるものとする。
- 2 前項の場合において、実施機関は、可能な限り第5条から第7条までの規定に準じて当該手続を実施するものとする。

（実施状況の公表）

- 第10条** 市長は、パブリック・コメント手続（前2条に規定するパブリック・コメント手続に準じた手続を含む。）の実施状況に関し次に掲げる事項を示した一覧表を作成し、公表するものとする。
- (1) 事案の案件名
 - (2) 意見の提出期間
 - (3) 事案の決定時期
 - (4) 事案を所管する部署及びその連絡先
 - (5) 第4条の規定によりパブリック・コメント手続を実施しなかった対象事案（同条第1号に掲げる場合に該当するものとして実施しなかったものを除く。）については、実施しなかった理由
- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 本市のホームページへの掲載
 - (2) 情報公開室での閲覧

（細目）

- 第11条** この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、総務

企画局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
(パブリック・コメント手続の試行に係るモデル要綱の廃止)
- 2 パブリック・コメント手続の試行に係るモデル要綱（平成 14 年 5 月 24 日制定。以下「モデル要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前にモデル要綱の規定により行った手続その他の行為は、この要綱中の相当する規定により行ったものとみなす。

(検討)

- 4 この要綱については、実施状況等を踏まえ、必要に応じ検討を加え、見直し等の措置を講じるものとする。

○都市計画法（抄）

（昭和四十三年六月十五日）

（法律第百号）

（都市計画の案の縦覧等）

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3 特定街区に関する都市計画の案については、政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。

4 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の案については、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に関する所有権又は地上権その他の政令で定める使用若しくは収益を目的とする権利を有する者の意見を聴かなければならない。

5 都市計画事業の施行予定者を定める都市計画の案については、当該施行予定者の同意を得なければならない。ただし、第十二条の三第二項の規定の適用がある事項については、この限りでない。

（昭四九法六七・平二法六一・平一一法八七・平一一法一六〇・平一二法七三・一部改正）